

2025年12月9日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」により被害を受けられました皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2026年2月28日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。

※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客様の申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。

2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
青森県	八戸市 三沢市 むつ市 上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡東北町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町 下北郡大間町 下北郡東通村 三戸郡南部町 三戸郡階上町	12月8日
岩手県	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市	

	釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畠村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町	
--	---	--

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）